

# 「学校安心ルール」(九日陽中学校 版)

## ＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	授業・学習の時に	他の子に対して	先生や職員に対して	その他の決まりごととして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・決まりごとを守る	・きちんと学習をする	・他者を傷つけない	・思いやりをもって行動する	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間におくれる</li> <li>・授業前の準備をしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・故意に無視する</li> <li>・他者の物をかけて使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示や指導を素直に聞かない</li> <li>・指示や指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・学校の物に落書きしたり、傷つけたりする</li> <li>・学校の物を無断で使う</li> <li>・遅刻など時間を守らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で声かけ・注意</li> <li>・行動の理由を聞く</li> <li>・場合によっては家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> <li>・自己を振り返る活動</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじやまをする</li> <li>・授業中に教室から無断で出していく</li> <li>・授業中の指示に反抗する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間はずれにする</li> <li>・悪口、かけ口を言う</li> <li>・不安をあおるような言動を繰り返す</li> <li>・SNSを悪用して不安にさせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示や指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な言動を繰り返す</li> <li>・SNSを悪用して誹謗中傷をおこなう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校内外の物をこわす</li> <li>・金品などの貸し借り、強要、賭けごとをする</li> <li>・20時以降に子どもだけで出歩いたりたまつたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で声かけ・注意</li> <li>・家庭連絡や家庭訪問での保護者への事情の説明</li> <li>・一時的に別室などを使用し個別指導</li> <li>・数日間の自己を振り返る活動</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、故意に妨害を繰り返す</li> <li>・テスト時に不正行為を繰り返す</li> <li>・学校をさぼり、迷惑行為を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いやがることを強要や脅迫をする</li> <li>・暴力や物を故意に壊す</li> <li>・SNSを悪用して、誹謗中傷を繰り返す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・暴言や悪態を繰り返す</li> <li>・故意に押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力行為をする</li> </ul>	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙・薬物など法律に違反するようなこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で保護者へ指導計画の説明</li> <li>・一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内外で継続的に指導を行う。</li> <li>・状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> </ul>
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、今後の対応について協議する。				

